

臘虎臘肭獸獵獲禁止ニ關スル法律案件外一特別委員會議事速記錄第二號

明治四十五年三月二十二日(金曜日)午前十時十九分開會

○委員長(村田保君) フレデハ少シ速記ハ暫ク退イテ……

午前十時二十分祕密會議ニ移ル

午前十時五十五分祕密會議ヲ終ル

○委員長(村田保君) フレデハ是カラ委員會ヲ開キマス、農商務大臣カラ……

○國務大臣(男爵牧野伸顯君) 此禁止法案ノコトニ付イテハ前會ニ於テ大體ヲ申上ゲテ、其後段々關係者カラ述ベテアリマスガ、禁止ヲ致シマス結果ト致シマシテ、臘虎、

臘肭獸ノ獵業ニ從事シテ居ル者ガ一時業ヲ失フコトニナルノアリマス、ソレデ是ハ何トカ相當ナ途ヲ講シテヤルコトガ宜カラウ、資本モ投シテアリ、毎年當テニシテ居ラタ仕事ガ無クナルト云フコトデアリマスカラ、即チ一定ノ交付金ヲソレシテ關係者ニ交付スルガ宜カラウト云フコトデ、此交付金ニ關スル法案ヲ出シタノアリマス、此臘虎、臘肭獸獵業ノ關係者ト申シマスト、海上ノ獵業ヲ營ム免許ヲ得タ者ト、ソレカラ獵業ニ使用イタシ

マス船舶、其附屬物ノ所有者、ソレカラ其獵船ニ乗組ミタル船員、此ニツノ種類ガ臘虎、臘肭獸ノ獵業ノ關係者デアリマシテ、此外ニハ關係者ト云フモノハ無イノアリマス、

ソレデ是等ノ者ガ交付金ヲ受ケル、此恩典ヲ受ケルコトニナルノアリマスガ、此交付金ヲ算出イタシマシテ標準ハ、無論是マデ往々類似ノ保護ヲシタヤウナ例ヲ取リマシテ、ソレ等ノ例ニ顧ミテ交付スル金額ヲ定メタノアリマス、其總額ガ百十二万圓ニナルノアリマス、愈、之ヲ交付イタシマスニ付キマシテハ、成ルタケ公平ニ行渡ラストナリマセヌカラ、

委員會ヲ設ケマシテ、委員會ニ於テ交付金額ヲ確定シテ一般營業者ニ交付スルコトニスル積リテアリマス、大體唯今申上ゲルヤウナ次第デ、其以上此關係者ノ交付ヲ受ケル割合、率ニ於キマシテハ政府委員ヨリ詳細ニ御答ヘラ致サセマス

○磯邊包義君 チヨット速記ヲ止メテ此事ヲ一ツ御尋ねフシタイ

○委員長(村田保君) ソレデハ速記ヲ止メマス

(速記中止)

○男爵山内萬壽治君 交付金見積リト云フ中ニ船長、測量士、銃手、此三種類ノ人ニガ一箇年ニ平均幾ラト云フ收入高ガ出テ居リマスガ、此中テ船長ガ七百圓幾ラ、ソレカラ測量手ガ四百四十圓、銃手ガ四百一圓……或ル方面カラシヨット耳ニシタ所ニ依レ、此政府ノ見積リ方ガ、銃手ニ對シテ大變少ナイカノ様ニ言シテ居リマス者モアリマスガ、是ハ或ル者ハ五百圓ノ收入ガアルトカ言シテ居ルコトヲ耳ニ致シマシタガ、是ハ餘ホド精確ニ御調ベニカクナセウネ、或ハ何カノ平均デ、モアリマスカ

○政府委員(押川則吉君) 是ハ一人一人ニ就イテ申シマスルト云フト、銃手ヲヤクタ居ル年限ニ依テモ大變違フノアリマスカラ、多イノト少ナイトアリマス、ガ茲ニ掲ゲテ

シテモ二百七十人ノ收入ヲ一ツ一ツ調ベタ譯モゴザイマセヌ、大概矢張リ會社ノ報告デアルトカ、其他當業者ニ就イテ調ベタリ、書出サセタリ致シマシタ、ソレニ依テ見積リヲ立テタノアリマシテ、是ハ交付金ノ全體ノ額ヲ決メル、斯ウ云フコトガ、必要デアリマスカラ、先ツ此見込ニ依テ調ベタノアリマスガ、大體ニ於テハ左ホド間違ヒナイ積リテアリマス、併シ是ハ御承知ノ通り各個人ニ金ヲ交付スル場合ニ於キマシテハ、各個人ニ請求サセマシテ、尙ホ其人ノ雇ハレテ居ラタ會社ヤ或ヘ會社デナクテモ個人ノ帳簿就イテ調ベルト云フヤウナ調査ヲ致シテ、各個人ノハ決定スルコトニナラウト考ヘマスカラ、必シモ茲ニアリマス四十圓ヲ銘々ニ與ヘルモノダト云フ譯デハ無イ、是ハ平均ブ茲ニ出シ、交付金ノ總額ヲ決メルノノ材料ニ致スノガ、斯ウナツテ居ルノアリマス、今ノ御話ノ平均ガ五百幾ラナルト云フコトハ、ドウモ政府ノ調ベト致シマシテハ、ドウデアラウカト考ヘマス

○委員長(村田保君) 他ニ御質問モ無ケレバ、議論ニ移リマシテハドウデスカ、マダ大分ゴザイマスカ

○男爵山内萬壽治君 モウ別ニ質問ハゴザイマセヌ

○委員長(村田保君) フレデハ各條ニ移リマスコトニ致シマセウ、第一條ヲ問題ニ供シマス

○磯邊包義君 第一條ニ付キマシテ、チヨット伺ヒタイ、日本ノ一年ノ獵獲高ハ分ノテ

○政府委員(押川則吉君) 分ヲテ居リマス、御手許ニ差上ゲテアリマスル青イ蒟蒻版ノ一番上ニ交付金見積ト書イテアリマス、此中ニ四十二年カラ四十四年マテノ獵獲高

ハ書イテアリマス、此頭數ト云フノカ獵獲高デアリマス

○磯邊包義君 分リマシタ

○委員長(村田保君) 一條ニ御意見ガゴザイマセヌケレバ一條ニ移リマス

○磯邊包義君 一條ニハ何モゴザイマセヌ

○委員長(村田保君) フレデハ三條ニ移リマス、私ガチヨット伺ヒマスガ、此命合ヲ以テ定ムモノト云フノハ、ドウ云フモノアゴザイマスカ

○政府委員(押川則吉君) 是ハ二十度以北アナイ、或ハ將來、南ノ方デ、マダ少シハ今モ居ルサウデアリマスガ、ソンナ所カラ捕ルノガ無イトモ限リマセヌシ、ソレカラ他ノ國デ捕ツタノフ日本ニ持ツテ來ル、即チ禁止シテナイ陸上上デ捕ツタノフ持ツテ來ルヤウナコトガアルカモ知レマセヌ、「アイノ」ハ許シテアリマスカラ其「アイノ」ガアラチコヅチ持歩クト云フコトガアルカ知ラント云フノアリマス

○委員長(村田保君) 第二條ニ御意見ガ無ケレバ四條ニ移リマス、是モチヨット伺ツテ

置キマスガ「其ノ他特ニ命令ヲ受ケル官吏」云々ト云フノハ、ドウ云フノアリマスカ

○政府委員(押川則吉君) 是ハ場合ニ依ツテハ矢張リ地方廳ノ役人トカ或ハ農商務省ノ役人デモ、サウ云フ場合ガアラウカト思ヒマシテ、ソレデ之ヲ設ケマシタ

○磯邊包義君 此大體ノ取締ハドウナツテ居リマスカ

○政府委員(押川則吉君) 是ハ保護條約ノ方ニ各國此取締ニ協力スルト云フコトガ定メアリマシテ、ソニ因シテ大體、亞米利加ハドウ云フ所ヲ重モニ受持ツトカ、英吉利ハドウ云フ所ヲ受持ツトカ、此場所ハ共同シテヤルトカ云フヤウナコトニナルダラウト思ヒマス、今日ハマダ、ハッキリ致シテ居リマセヌ、サウシテ海上ノコトハ重モニ海軍ノ力ヲ借りテ密獵ノ取締ヲスルコトニナリマス

○委員長(村田保君) 四條ニ御意見ガゴザイマセヌケレバ五條ニ移リマス……五條ニ何モ無ケレバ六條ニ移リマス

○男爵生駒親忠君 此六條ニ分ラヌコトガアルカラ伺ヒマスガ「價額ヲ追徵ス」ト云フコトガアリマス、此價額ト云フモノヲ標準トシマスカ、其時ノ時價ヲ標準トシマスカ、認定價額ニ依リマスカ

○説明員(北原多作君) 是ハ其時ニ相當ノ代價ト認メマシタラバ其代價ヲ追徵イタレマス

○男爵生駒親忠君 サウスルト認定價額デスナ

○説明員(北原多作君)

サウデス

○委員長(村田保君) 六條ハ別ニ御意見ガゴザイマセヌケレバ七條ニ移リマス、七條ニ御意見ガ無ケレバ八條ニ移リマス、此「アイノ」ニ特ニ捕ルコトヲ許シテアルノハ、ドウ云フ譯デセウカ

○政府委員(押川則吉君) ソレハ保護條約ノ第四條ニ規定ガアリマス、ソレハ矢張リ印度人トカ、亞米利加領ノ「アリユート」人、ソレカラ「アイノ」人、斯ウ云フモノハ從來ノ慣例ニ因シテ小サイ舟ヲ以チマシテ唯此船ヤ擢ヤ或ハ帆ヲ用井テ動クヤウナ船デ一ツノ船ニ五人以上乗ルコトノ出來ナイト云フノデ、銃器ヲ使用セズシテ捕ツテ居ルノハ取除クト云フコトハ條約ニゴザイマス、ソレハ即チ土人ノ肉ヲ食料ニスル者モアリマス、皮ヲ自分ノ爲ニ用井ル者モゴザイマス、「アイノ」ニサウ云フモノハ矢張リアリマス、ソレダケハ此法律ヲ適用セヌ、即チ從來ノモノハ其儘許シテ置クト云フ斯ウ云フコトニナルノデゴザイマス

○委員長(村田保君) ソレハ條約ニアリマスナ

○政府委員(押川則吉君) 條約ニ依シテ、但シ其捕リマシタモノ、皮ハ賣ルト云フコトハ出來マセヌ

○委員長(村田保君) 別ニ八條ハ御意見アリマセヌカ、無ケレバ附則ニ移リマス、如何デゴザイマスカ、別ニ全體ニ付イテ或ハ修正トカ或ハ御意見が無ケレバ此禁止法律案ダケハ確定シテモ宜イカト思ヒマスガ如何デゴザイマスカ……別ニ御異議アリマセヌケレバ是テ決シマス、ソレハ是テ決シマシテ、今度ハ交付金ノ案ノ方ニ移リマス、交付金ノ案ノ第一條、是ハ先程カラ色々御論モアリマスガ、船主ガ運動シテ居ルヤウナ鹽梅デゴザイカト云フ考ヘアリマス

○磯邊包義君 意見モゴザイマス、衆議院モ盛ニ議論モアッタヤウデゴザイマス、船主以下ハ運動シテ居ルヤウデゴザイマスカラ、今日ハ議論ハ出シマセヌ

○委員長(村田保君) 政府ニ於テモ十分研究セラレタ結果ト云フコトデアレバ仕方

○男爵北垣國道君 段々聞イテ見ルト政府ノ説明ト同シコトデゴザイマス、唯額ハ大キイダケデアリマス、鐵砲擊チガ……

○委員長(村田保君) 鐵砲擊チヨリハ船主ノ方が……

○男爵北垣國道君 理窟ガ有ルヤウテゴザイマス、政府委員ノ説明ヲ聞クト、船ガ一種ノ船デアルカラ使ヒ途ガナイト云フコトデアリマスガ、船カラ見ルト使ヒ途ガナイト云フウテカラ鐵砲擊チニヤシテ貰ヒタイト云フ理窟ガアルケレドモ、政府デモ割合ヲ餘計ヤダテ、三百二十五圓……十割デゴザイマス

○政府委員(押川則吉君) 二十割デゴザイマス、一二箇年分ヤルコトニナシテ居リマス

○男爵北垣國道君 私ハ交付金ノ全體ニ意見アリマセヌ、原案ヲ贊成

○委員長(村田保君) 第一條、……第二條モ別ニ御異議無ケレバ第三條、……第三條モ御異議ナケレバ四條、……五條、……六條

○磯邊包義君 此六條ニ付キマシテ政府ノ命ズル所ニ船ヲ持ツテ來ナケレバ此金ヲ渡サナイ、是モ御尤モデゴザイマスガ、其中ニ或ハ無イカモ知レマセヌケレドモ、此船ガ擋岸座礁シテ居シテ當時冬向ノコトデアシテ其船ヲ下ロシテ出ルコトが出來ナイ、又ハ破損シテ航海が出來ナイト云フヤウナ場合ニハ別ニ請求スレバ政府ハワレハ許スコトニナシテ居リマスカ

○政府委員(押川則吉君) 是ハ大體ハ第六條ノ第一項ニ依リマシテ期日場所ヲ指定シテ廻送ヲ命ズルコトヲ得トゴザイマスガ、ソレデ場合ニ依シテハ施行規則ヤ實際ノ運用ニ依シテ出來ルコト、思ヒマスガ、政府ノ都合ハ成ルダケ一ツ所ニ集メタ方ガ宜イコトト思ヒマス、費用モ掛ラヌデ終ヒマスカラ……サウ云フ者ニ廻送ヲ命ズルコトニナリマスガ、何モ其時ノ事情ニ依シテハ殊更ニ命ジナイコトモアラウト思ヒマス、何所ニ廻送セイト云フコトヲ言ハヌデテ、今ノヤウナ所ニ行シテ實地調ヘテ見ルコトモアルカト思ヒマス、大體ハ政府ハ廻送ヲ命ズルコトモ命ジナイコトモアル、廻送ヲ命ジナイキハ船ヲ廻サナイトキハ交付金ヲヤラヌト云フコトニシマシタガ、衆議院ハ但書ヲ加ヘマシタ、「但シ主務大臣ニ於テ」ムヲ得サル事由アリト認メタルトキハ此限ニ在ラス」矢張リ廻送シナイデモ交付金ヲヤレト云フコトデ、斯ウ云フ規定ガアリマシテ、是ハドウ云フコトカラ此但書ヲ加ヘタカト申シマスト、實際五十二艘アルト云フ所ノモノ、中ニ一艘ハ沈没シタノガ既ニアリマス、二艘ハ行儀不明ノガアリマス、是ハ如何トモ仕様ガアリマセヌソレカラ其外ニ亞米利加ニ一艘、露西亞ニ二艘、密獵ノコトデ今裁判ニ係シテ居ルノガアリマス、ソレナドハ裁判中ハ無論押ヘラレテ居ルノデアリマスカラ廻送セイト云ツテモ廻送ノ出來ナイ話デアリマス、ソレカラ裁判ガイツマテ掛カルカ知レマセヌカラ、永ク引張ラレテ居ル中に遂ニハ動ケナクナルシマスガ、是ハ今更ドウスルコトモ出來マスマイガ……

○政府委員(押川則吉君) 政府ノ考ヘハサウ云フ考ヘテゴザイマス、是ハ相當デアルマニカト云フ考ヘアリマス

○磯邊包義君 意見モゴザイマス、衆議院モ盛ニ議論モアッタヤウデゴザイマス、船主以下ハ運動シテ居ルヤウデゴザイマスカラ、今日ハ議論ハ出シマセヌ

○委員長(村田保君) 政府ニ於テモ十分研究セラレタ結果ト云フコトデアレバ仕方

當嵌マルコトニナラウト思ヒマス、迴送ヲ命シテモ迴送ノ出來ナイテ主務大臣が己ムヲ得
ナイ事情ト認メタトキハ仕方がナイ、斯ウ云フ場合ハ此但書ニ嵌マルコトニナラウト思ヒマ

スケレドモ、元ト衆議院テ修正ヲ致シマシタノハ重モニ外國ニ於ケル船ノコトヲ目途トシ

テ修正ヲ致シマシタモノデ、實際ノ運用ノ上ニ於テハ現ニシコニ船が居ル、ワレヲドウシテ

モ動カセナイ状態ニアルモノハ何所ヘ持ッテ來イト云ツテ命シテモ持ツテ來ナイ、ソレニハ交付

金ヲヤラナイト云フコトハ慘酷ナ取扱デアリマスカラ、サウ云フモノニ向ツテハ指定シナイテ

置ケハ宜シイ譯ニナルノデアリマス

○男爵山内萬壽治君 唯今、但書ニ付イテノ御説明ハ能ク分リマシタガ、サウ致シマ

スト此動ケナイト云フ船が出來タ場合ハ、其所ニ査定委員會ヲ開カレルノデアリマスカ、

船ノ在ル所ニ……

○政府委員（押川則吉君） 査定委員會ハ本省デ開キマスガ、ソレハ此追加豫算ニ追

加シテ居リマシテ、現ニ今日ノ本會ニ掛ツテ居リマスガ、相當ノ委員ナリ他ノ評價スベキ

人ヲ派出シテ評價スルコトニ致シタトイ思ヒマス

○男爵山内萬壽治君 今拘留サレテ居ル船ハ何所何所ニアリマスカ、亞米利加ニモ

アルガ露西亞ニモアルト云フコトデゴザイマスカ

○政府委員（押川則吉君） 亞米利加ニ一艘、露西亞ニ二艘ゴザイマス、亞米利加ノ

方ハ「アラスカ」ニ、露西亞ノ方ハ「ペトロブルスク」ニ在ルサウデアリマスガ、此衆議院ノ修正

ハ必シモ迴送ヲ命ズルト云フコトハ出來ヘカラザルコトヲ望ムモノデアルト云フノデアツテ、

又明言ハ致シテ居リマセヌか場合ニ依ツテハ實際ニ検査シナイデモ大概ノ見込ヲ付ケテ

ヤツタラ宜イデハナイカト云フコトモ其中ニアツト考ヘテ居リマス

○男爵山内萬壽治君 モウ一ツ伺ヒマスガ、拘留サレタノハ、イツデゴザイマスカ、餘ホ

ド古イノデアリマスカ、或ハ禁令發布以後デアルノデアリマスカ

○政府委員（押川則吉君） 亞米利加ノ方ニ留置シテ居リマスノハ四十二年デアリマ

ス、露西亞ノ方ノハ一ツハ四十三年、ソレカラニ一艘ハ四十四年八月デアリマス、マダ總

テ四艘トモ禁令ノ出ナイ中アリマスケレドモ、此露西亞ノ方ノニ一艘ハ凡ソ禁止ト云フ

コトガ分ダテカラニアリマス

○男爵山内萬壽治君 モウ一ツ此但書ノコトニ付イテハ政府ハハキリ御贊成デモナイ

ヤウデアリマスガ、御不同意デモナイノデゴザイマスカ

○政府委員（押川則吉君） 衆議院デモ贊成モ反對モ之ニ付イテハ何モ申シマセヌデ

ゴザイマシタケレドモ、不同意デハゴザイマセヌ、今日デハ同意ヲ表シテ居ルノデゴザイマス

○磯邊包義君 此但書が無イト少シ懸念スルヤウナ風ガアル、有ル方が宜シウゴザイマ

スナ

○委員長（村田保君） 衆議院ノ修正ニ矢張リ、コチラノ委員會モ同意デ宜シウゴザ

イマスナ

○磯邊包義君 宜シウゴザイマス

○委員長（村田保君） フレデハ六六條ハ何シテ七條ト附則ト合セテ……是ハマア別ニ

御異議ガ無ケレバ是デ確定イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ〕

○委員長（村田保君） フレデハ是デ確定イタシマシタ

午前十一時四十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 村田 保君

男爵北垣 國道君

子爵冷泉 爲勇君

湯地 定基君

國務大臣

男爵山内萬壽治君

子爵生駒 親忠君

農商務大臣

男爵牧野 伸顯君

說明員

農商務技師 北原 多作君

政府委員

農商務次官 押川 則吉君

農商務大臣

子爵有馬 賴之君

農商務大臣

男爵北垣 國道君

農商務大臣

子爵冷泉 爲勇君

農商務大臣

子爵生駒 親忠君

農商務大臣

男爵牧野 伸顯君

農商務大臣

子爵有馬 賴之君

農商務大臣

子爵冷泉 爲勇君

農商務大臣

子爵生駒 親忠君

農商務大臣

男爵北垣 國道君

農商務大臣

子爵有馬 賴之君

明治四十五年三月二十二日印刷

明治四十五年三月二十三日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局